

令和七年二月二十七日（木曜日）午前十時零分 開議

議事日程第三号

令和七年二月二十七日（木曜日）午前十時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第一 | 議第三十四号 | 令和七年度山形県一般会計予算 |
| 第二 | 議第三十五号 | 令和七年度山形県公債管理特別会計予算 |
| 第三 | 議第三十六号 | 令和七年度山形県市町村振興資金特別会計予算 |
| 第四 | 議第三十七号 | 令和七年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 |
| 第五 | 議第三十八号 | 令和七年度山形県国民健康保険特別会計予算 |
| 第六 | 議第三十九号 | 令和七年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算 |
| 第七 | 議第四十号 | 令和七年度山形県土地取得事業特別会計予算 |
| 第八 | 議第四十一号 | 令和七年度山形県農業改良資金特別会計予算 |
| 第九 | 議第四十二号 | 令和七年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算 |
| 第十 | 議第四十三号 | 令和七年度山形県林業改善資金特別会計予算 |
| 第十一 | 議第四十四号 | 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第十二 | 議第四十五号 | 令和七年度山形県流域下水道事業会計予算 |
| 第十三 | 議第四十六号 | 令和七年度山形県電気事業会計予算 |
| 第十四 | 議第四十七号 | 令和七年度山形県工業用水道事業会計予算 |
| 第十五 | 議第四十八号 | 令和七年度山形県公営企業資産運用事業会計予算 |
| 第十六 | 議第四十九号 | 令和七年度山形県水道用水供給事業会計予算 |
| 第十七 | 議第五十号 | 令和七年度山形県病院事業会計予算 |
| 第十八 | 議第五十一号 | 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第十九 | 議第五十二号 | 県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十 | 議第五十三号 | 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十一 | 議第五十四号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第二十二 | 議第五十五号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十三 | 議第五十六号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十四 | 議第五十七号 | 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十五 | 議第五十八号 | 山形県石油コンビナート等防災本部条例を廃止する条例の設定について |
| 第二十六 | 議第五十九号 | 山形県技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十七 | 議第六十号 | 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十八 | 議第六十一号 | 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第二十九 | 議第六十二号 | 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十 | 議第六十三号 | 山形県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について |
| 第三十一 | 議第六十四号 | 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十二 | 議第六十五号 | 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十三 | 議第六十六号 | 山形県立点字図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十四 | 議第六十七号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第三十五 | 議第六十八号 | 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十六 | 議第六十九号 | 山形県海浜公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十七 | 議第七十号 | 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十八 | 議第七十一号 | 山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第三十九 | 議第七十二号 | 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第四十 | 議第七十三号 | 刑法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 第四十一 | 議第七十四号 | 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について |

- 第四十二 議第七十五号 一般国道百十二号山形中山道路工事用地の処分について
第四十三 議第七十六号 包括外部監査契約の締結について
第四十四 議第七十七号 山形海区漁業調整委員会委員の任命について
第四十五 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第三号に同じ。

出席議員（四十一名）

一	番	石	川	渉	議員
二	番	佐	藤	寿	議員
三	番	齋	藤	俊一郎	議員
四	番	橋	本	彩子	議員
五	番	松	井	愛	議員
六	番	石	川	正志	議員
七	番	阿	部	恭平	議員
八	番	鈴	木	学	議員
九	番	伊	藤	香織	議員
十	番	石	塚	慶	議員
十一	番	関		徹	議員
十二	番	江	口	暢子	議員
十三	番	阿	部	ひとみ	議員
十四	番	梅	津	庸成	議員
十五	番	高	橋	弓嗣	議員
十六	番	佐	藤	文一	議員
十七	番	相	田	日出夫	議員
十八	番	佐	藤	正胤	議員
十九	番	遠	藤	寛明	議員
二十	番	相	田	光昭	議員
二十一	番	遠	藤	和典	議員
二十二	番	菊	池	文昭	議員
二十三	番	今	野	美奈子	議員
二十四	番	高	橋	淳	議員
二十五	番	青	木	彰榮	議員
二十六	番	梶	原	宗明	議員
二十七	番	五十嵐	智	洋	議員
二十九	番	柴	田	正人	議員
三十	番	洪	間	佳寿美	議員
三十一	番	矢	吹	栄修	議員
三十二	番	小	松	伸也	議員
三十三	番	吉	村	和武	議員
三十四	番	高	橋	啓介	議員
三十五	番	木	村	忠三	議員
三十六	番	加	賀	正和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎	議員
三十八	番	榎	津	博士	議員
四十	番	伊	藤	重成	議員
四十一	番	船	山	現人	議員
四十二	番	田	澤	伸一	議員
四十三	番	森	田	廣	議員

欠 席 議 員（二名）

二十八番 能 登 淳 一 議員

三十九番 奥 山 誠 治 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	平 山 雅 之 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里香子 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第三十四号議案から日程第四十四議第七
十七号議案まで及び日程第四十五県政一般に関する
質問（代表質問）

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第三十四号令和七年度山形県一般会計予算から、日程第四十四議第七十七号山形海区漁業調整委員会委員の任命についてまでの四十四案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第四十五県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第三十四号令和七年度山形県一般会計予算から、日程第四十四議第七十七号山形海区漁業調整委員会委員の任命についてまでの四十四案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第四十五県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

十九番遠藤寛明議員。

○十九番（遠藤寛明議員） おはようございます。自由民主党の遠藤寛明です。本日質問の機会をいただきましたことに、自由民主党会派の皆様方に御礼を申し上げる次第であります。

初めての代表質問であります。皆さんから見ても緊張しているんだろうなと思われていると思います。「していません」と申し上げたいのですが、がちがちで大変緊張しておりますので、ぜひ皆様方には温かく、温かく見守っていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

それでは早速質問に入らせていただきます。

まず、知事の公約に関して伺いいたします。

このたび五期目をスタートされました吉村知事にはお祝い申し上げますとともに、引き続き県勢発展のため御尽力いただけますよう御期待申し上げます。私たち自民党会派は、県政を前に進めるため最大限協力をさせていただき、そのためにしっかりと議論をさせていただきたく思っております。

さて、知事選を通して知事が掲げた公約「チャレンジ五・〇」は、いずれも県政課題を捉えた非常に重要なものがありますが、その実現に向けた具体的な数値目標や行動計画は入っておりませんでした。県人口の百万人割れが目前に迫る中、総合的な少子化対策、超高齢社会への対応、事業者の生産性向上や地域経済の持続的な成長、脱炭素社会の実現や気候変動への対応などは、今後の県の発展に直結する重大なテーマであります。

公約の五つの柱、「県民が幸せを実感できる山形県」「安全安心に暮らせる山形県」「誰もがいきいきと働ける山形県」「関係人口と交流人口の拡大による元気な山形県」「県民一人ひとりが輝く山形県」を実現するためには、数値目標やスケジュールを明示しながら、具体的な戦略を持って一つ一つの政策を実行していくことが、開かれた県政を進めていく上でも重要であると考えております。

そこで、知事の公約「チャレンジ五・〇」に掲げる施策を進めるに当たり、具体的な数値目標や行動計画の設定について知事はどのように考えておられるのか、県民に対してどう示していけるのか、その上で公約で掲げた五つの柱をどのように実現させていくのか、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、令和七年度当初予算の編成について伺いいたします。

令和七年度当初予算案は、総額六千七百五十四億一千九百万円、前年度比三・九%増となりました。当初予算編成に先立ち示された「令和七年度県政運営の基本的考え方」では、今後の主な方向性として、一、「中長期を見据えた『人口減少対策』の強化」、二、「時代の変化を推進力とした『産業の稼ぐ力の向上』」、三、「様々なりスクへの対応強化による『安全・安心の確保』」の三つが掲げられており、今般の予算案は、これらの三つの方向性を重視して編成されたものと考えています。さらには、長期化している物価高騰への対応策として、生活者・事業者への支援についても二月補正予算に盛り込まれているところです。

本県を取り巻く状況は、人口減少が進行し、若年層を中心に東京一極集中の流れが再び加速してきており、これに伴う人手不足が深刻化し、物価高騰も長期化するなど、県民生活や企業活動にとって厳しい状況が続いております。また、気候変動による自然災害が激甚化・頻発化してきており、昨年七月の大雨では、一千億円を超える、本県の自然災害では過去最大の被害となりました。

一方で、デジタル技術の進展や多様な働き方・暮らし方が普及してきたことによる地方移住への関心が高まるなど、地方にとって追い風となる芽も確実に大きくなってきております。インバウンドの拡大は地方にも波及し、山形県内の観光地が、中国・台湾の春節ツアーで人気ที่急上昇するなど、地方にとっての追い風をうまく活用していく視点が今後ますます重要になってくるものと思われまます。

このような中、知事は、「世界に誇れる山形ならではの“幸せな育ち・幸せな暮らし、の実現」を目指し、「県民の皆様とともに常にチャレンジを続けながら山形の未来を創る」との考えを示されておりますが、五期目のスタートとなる令和七年度の当初予算をどのような思いで編成されたのか、知事にお伺いいたします。

次に、副知事二人制の導入について伺いいたします。

十二月定例会において、自民党会派を代表し森谷仙一郎議員から知事に対して、副知事二人制の導入についての質問がありました。複雑化・高度化する行政課題に対し、県政をさらに前に進めるためには、副知事を二人制にし県行政の課題対応力を強化するとともに、中央との連携を強化する必要があるのではないかという課題認識から森谷議員が質問されたものと思っております。これに対し知事からは、「社会情勢の変化に伴う様々な行政課題に的確に対応していけるよう、簡素で効率的な組織運営の視点を持ちながらも、検討していくべきもの」との答弁がありました。

今月十四日から五期目がスタートした中で、災害復旧復興、人口減少、物価高騰、人手不足など課題は山積しており、今後四年間も政策を実行していくことが重要であります。そのためには、部局長を中心に部局の専門性を高めしていくことはもとより、部局間あるいは各政策の連携力を強化するための総合調整を行う機能を強化することも必要なことと考えます。そのためにも副知事二人制を導入し、適切な役割分担や連携の下、より幅広い視点を持って県政を推進していくことが必要ではないでしょうか。

また、本県にとって重要案件である山形新幹線米沢トンネルの整備着手や県内空港の滑走路延長、酒田港の洋上風力基地港湾、国土強靱化の推進といった多額の費用を必要とするプロジェクトを実現していくためには、本県だけで

進めることは不可能であり、政府との連携をさらに強化することは大変重要でありますので、副知事二人制にする際は、中央省庁との連携を重視した人事も方法の一つかと思います。

今月から五期目がスタートした今、改めてお伺いいたしますが、副知事二人制導入に関して知事のお考えをお伺いいたします。

次に、山形新幹線米沢トンネルの現状と山形新幹線のさらなる高速化についてお伺いいたします。

山形新幹線は、本県と首都圏等との往來を支える大動脈であり、観光やビジネスなどの交流の拡大や、企業誘致、産業振興など、様々な面で本県経済の発展に大きく貢献しております。その一方で、在来線特急であるがゆえに、先日の大雪によって二日間運休したことなど、雪や雨などの自然条件、さらには動物との衝突などによって運休・遅延が多く発生しており、山形新幹線の安全性・安定性の向上は急務であります。

県議会として、さきの十二月定例会では、代表質問で木村忠三議員、予算特別委員会では相田光照議員が山形新幹線に関して質問されており、また、昨年六月には「山形新幹線米沢トンネル（仮称）早期実現議員連盟」を設立し、超党派でトンネル整備実現に向けて取り組んでいるところであります。

また、県としても、ＪＲ東日本と連携して山形新幹線米沢トンネルの整備を推進しており、吉村知事も、米沢トンネルの早期実現を公約に掲げて五期目の任期に臨まれております。

この米沢トンネルについては、令和四年十二月から県とＪＲ東日本が共同で地質調査を実施しており、その調査が令和六年度中に完了する予定とされております。

秋田県では、昨年の県議会十二月定例会で、秋田新幹線の新仙岩トンネルについて、令和六年三月までに実施した調査の結果とそれに基づく事業費等の再算出結果を公表しています。それによれば、物価高騰や働き方改革の影響によって、事業費は、平成三十年に算出した約七百億円から三百億円増加して約一千億円になるとともに、工期も、約十一年から四年延びて約十五年となったとのことです。

この隣県の状況を踏まえますと、本県の調査結果や再算出の結果がどうなのか気になるところでありますが、米沢トンネルに関して、現在の調査の状況や事業費及び工期の再算出の状況について知事にお伺いいたします。

とはいえ、物価高騰等によって事業費が増大することになったとしても、米沢トンネル整備の必要性に何ら変わりはありません。山形県と首都圏等との往來を活性化し、安心安全の向上にも資する米沢トンネルは、まさに石破総理の唱える「地方創生二・〇」を実現するために欠くことのできない、非常に重要な取組であります。

米沢トンネルの整備にとどまらず、山形新幹線の高速化をさらに進めていくことも重要であります。山形―東京間とほぼ同じ距離である仙台―東京間が約一時間三十分であるなど、全国の新幹線ネットワークの整備により、山形新幹線の時間的優位性は失われてきており、本県としては、山形新幹線の高速化を実現しなければなりません。

また、新在直通によって、新幹線が走行可能なレール幅となっているという特性を有する山形新幹線は、トンネルや高架、踏切解消や線形改良等によって徐々にスピードアップを図っていくことで、時速百六十キロメートル以下でしか走れない在来線特急でも時速二百キロメートル以上で走行する整備新幹線でもない、新たな高速鉄道「スマート新幹線」の実現は、全国のモデルケースになるかと思っています。

こうした考えの下で、トンネル区間のみならず、福島―米沢間を一体として高速化させ、また将来、米沢―山形間など段階的に高速化のための整備を進めていくことができれば、奥羽新幹線を含む五十年以上進展がない基本計画路線の整備に対する新たな解決策にもなり得るものであり、こうした整備の推進を政府に対して強く求めていくべきであると考えます。

調査結果等を踏まえた米沢トンネル・米沢―福島間の実現に向けた対応、その先の山形新幹線のさらなる高速化に向けた今後の対応について、知事にお伺いいたします。

次に、卒原発の認識についてお伺いいたします。

知事は、これまで一貫して卒原発の姿勢を貫いてこられたことは、敬意を表します。しかし、我が自民党会派としては、原発について知事とは異なる見解を持っております。これまでも自民党会派の先輩議員が卒原発に関して質問をされてきましたが、県民生活の負担軽減、さらには産業振興の今後を見据えた上でも、知事には卒原発の転換を図ることが必要ではないかと思います。

知事が卒原発を表明された当時と比べ、日本を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化してきております。ロシアのウクライナ侵略や中東情勢緊迫化に伴う電気料金高騰が県民生活に負担を与えており、また、県内事業者からも、このまま事業を継続していけるのかという大変不安な声をよく聞きます。

これは産業振興にも影響を与えており、ＤＸなどによる電力需要の高まりによって、我が国は燃料費高騰や電力の安定供給が懸念されております。そのため、再生可能エネルギーを積極的に推進していますが、再生可能エネルギーは、多くのメリットがある一方で、天候や季節に左右されやすいデメリットもあります。こうした点を踏まえ、安定したエネルギー供給を確保するためには、原発も一定の役割を担うべきものと考えております。

エネルギー供給の安定性は、地域経済や国全体の経済を支える基盤であり、特に工業や商業の活性化において重要な要素であります。また、原子力発電所が多く再稼働している関西及び九州電力は、発電原価が安く、他の地域に比べ安い電気料金体系になっており、これが半導体の世界的企業であるTSMCが進出したことの一つの要因と言われております。さらに、それを契機とした東京エレクトロンや三菱電機など、日本の名立たる半導体関連企業の多くが九州に新しい工場を建設しております。

先日、自民党会派の日台友好議員連盟で、台北にある半導体の大手ASEの工場に視察に訪れ、所長並びに幹部の皆さんと意見交換をさせていただきましたが、半導体工場にとって一番重要であるのは電気代だということを明言されておられました。人口減少に伴い地域経済が縮小している現状を打破するためにも、こうした事例にしっかりと目を向ける必要があると思います。

さらに、原発の再稼働に向けて、政府は世界で最も厳しい規制基準を設け、電気事業者においても、再稼働に備え、安全性向上に向けた大規模な投資や、さらなる安全設備の追加を実施しております。加えて、事業者においても、原子力エネルギー協議会や原子力安全推進協会などの組織を立ち上げて、産業界全体での自主的な安全性向上を進めております。

このような状況の中、政府は二月十八日、第七次エネルギー基本計画を閣議決定し、原発政策に関して大きな方針転換をしたところ です。東日本大震災後に記載されていた「可能な限り原発依存度を低減する」との文言が削除され、原発は脱炭素効果が高く、安定して発電する重要な電源と位置づけられた上で、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、脱炭素電源を最大限活用すべきと記載されたところ です。政府が原発を脱炭素電源として最大限活用していく方針となった今、本県も、政府の動向を踏まえて、原発に関してしっかりと考える必要があるか と思います。

エネルギーは県民生活、経済活動にとって基盤となるものであり、本県でもエネルギー安定供給、経済成長、カーボンニュートラルの全てを同時に達成することは難しく、原発は必要と思われます。日本を取り巻くエネルギー情勢が大きく変化してきた今、県民生活の負担軽減、産業振興の発展のためにも卒原発からの転換を考えるべきではない でしょうか。

知事の御所見をお伺いいたします。

次に、今後の子供・子育て支援施策の推進について、山形県子育て基本条例の改正と山形県こども計画についてお伺いいたします。

さきの六月定例会で、山形県子育て基本条例に児童虐待防止の条文を追加する改正案が提案されましたが、厚生環境常任委員会において否決となりました。この否決は、虐待を否定するものではなく、自民党としても虐待に関しては大変重要なテーマであるとの認識を持っており、しかしながら、子育ては虐待だけではなく、いじめ、非行、貧困、不登校など多岐にわたる課題があり、子育てを取り巻く環境が多様化・複雑化してきているからこそ、より議論を深めながらさらにいい条例をつくっていきましょうとの前向きの意味での否決でありました。

その後、九月定例会で、小松伸也議員から山形県子育て基本条例の見直しに関する代表質問があり、西澤しあわせ子育て応援部長からは、「二月定例会で提案できるよう準備を進めている」との答弁がありました。

このたびの二月定例会に提案されております山形県子育て基本条例改正案につきましては、さきの六月定例会における山形県子育て基本条例に関する集中審査時の自民党所属委員の質疑がどのように反映されているのか、また、提案された改正案の考え方について、しあわせ子育て応援部長にお伺いさせていただきます。

山形県こども計画につきましては、令和五年四月のこども基本法の施行や十二月のこども大綱の制定により、都道府県によるこども計画の策定が努力義務となったことに加え、やまがた子育て応援プランが最終年度となることから、県では今年度策定する予定でおります。

計画の策定に当たっては、こども基本法の理念にある、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを踏まえ、子供はもとより、子育て当事者や支援団体など幅広く意見聴取を行い、その内容を反映した上で、子供政策に関する五つの計画を一本化した本県の子供・子育て政策の基本計画とすると聞いております。

また、山形県こども計画策定の過程において、山形県子育て基本条例の改正の動きも加わり、先ほど、前の質問で申し上げたような多岐にわたる課題を網羅したいという我々自民党の思いもしっかりと反映されていること と思っております。

このたびの計画は、今後五年間の本県における子育て政策の指標となる上、この計画を通して、実効性のある取組を進めることが何よりも重要であると考えています。

そこで、本計画について、どういった点に主眼を置き策定作業を進めているのか、その特徴や柱となる考え方について、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

次に、気候変動下でも持続可能な果樹農業の振興についてお伺いします。

山形地方気象台が公表している気候変動に関する資料によると、今後、地球温暖化に対して追加的な緩和策を取らなかった場合、山形県の平均気温は今世紀末までに約四・七度上昇し、真夏日の発生は年間約四十六日増加、一時間当たり三十ミリを超える短時間強雨の年間発生回数は約二・五倍に増加すると予想されております。

こうした気候変動は、既に本県の果樹栽培に大きな影響を与えており、特に近年は、気象災害が激甚化・頻発化してきております。令和二年には大雨に伴う最上川の氾濫で河北町や天童市で浸水被害が発生し、令和三年には県内の広範囲にわたる凍霜害、令和五年にはサクランボを除く多くの果樹で夏期の高温の被害があり、令和六年にはサクランボで甚大な高温の被害が発生しました。また、今年の冬の大雪では果樹の枝折れなどの被害の拡大が心配されており、私は、果樹産地の将来に大きな不安を感じております。

私の地元の農家を継いだ何人もの若手から、「昨今の自然災害を考えれば、自分の子供には農家はやめたほうが良いと言わざるを得ない状況まで来ている」との切実な声が聞こえてきます。

このような気象災害に対応していくため、私の地元上山市では、生産者のスマホに凍霜害アラートを送信するアプリを市が山形大学と共同開発したり、また、市内の観光果樹園が高温対策として遮光資材の設置や遮光剤の散布、かん水・散水などの対策を実施して、被害の軽減を図る取組を進めております。このほかにも、県の事業を活用し、凍霜害や高温障害など気候変動に強い果樹産地づくりに向け、新たな担い手の確保とまとまった面積での改植や新植を進める先行投資型果樹団地の整備にも取り組んでおります。

今後も安定して果樹の生産を続けていくためには、このような気候変動への対応は不可欠であり、サクランボをはじめとする果樹栽培を次の世代につなぎ、本県の果樹産地を維持していくためにも極めて重要な課題であります。

今年は本県でサクランボや西洋梨の栽培が始まってから百五十周年であり、果樹栽培を盛り上げていかなければならない年ですが、一方では、生産者の高齢化や減少に伴い、果樹の伐採が目立ってきている状況です。

そこで、本県果樹産地の将来を見据え、気候変動にどのように対応していくのか、県の基本的な考え方、今後の具体的な取組について農林水産部長にお伺いいたします。

次に、河川流下能力向上対策についてお伺いします。

近年の異常気象に伴う自然災害が激甚化・頻発化し、本県においても、直近では令和二年、令和四年、令和六年と、毎年のように大雨災害が発生しております。

本県でも、防災・減災対策として、河川施設の維持管理、河川流下能力向上、水位観測の充実、減災対策協議会の設置など、ハード・ソフト対策を講じております。特に、洪水被害拡大防止に効果があると言われている河川の堆積土砂撤去や支障木伐採等による河川流下能力向上対策事業に関してはこれまでも力を入れてきました。大雨被害が頻発化してきた昨今、平成三十一年には河川流下能力向上緊急対策計画、令和四年には河川流下能力向上・持続化対策計画を策定し、予算確保に努めてきました。

このように県は対策を講じてきておりますが、しかし、雨量が大きく増加していることに加え、ゲリラ豪雨などが頻発化してきており、予算が追いついていないのが実情だと思います。例えば、県の計画では、河道閉塞によりしゅんせつをすべき箇所を要対策区間と定めておりますが、令和元年の緊急対策計画策定時の要対策区間は、県管理河川二千八百二十キロメートルのうち三百八十一キロメートルでありました。しかし、河川流下能力向上対策により、令和元年から令和三年の三年間で二百二十キロメートルのしゅんせつを実施しましたが、令和四年の持続化計画策定時の要対策区間は三百八十八キロメートルと、対策を講じているにもかかわらず、要対策区間は増加しております。これは、令和二年七月豪雨など大雨の頻発により、土砂堆積の進行や、しゅんせつした箇所の再堆積が要因であります。昨今の激甚化している豪雨を考えれば、令和八年の次期計画策定時の要対策区間は再び増加することが推測されます。

こうしたしゅんせつ実施区間が年間平均約七十キロメートルとの現状の予算規模では間に合わなくなっている中、政府はこのたび、令和六年度末終了予定であった緊急浚渫推進事業債について、令和七年度から令和十一年度まで五年間延長する方向であります。

緊急浚渫推進事業債は、交付税措置率七〇%、言わば七割引きのクーポン券として大変手厚い財政措置となっております。これまで対象としていた河川、ダム、治山、防災重点農業用ため池に加え、今後五年間は農業用水路に係るしゅんせつも対象事業に加える方向であります。本県も令和三年度以降この事業債を活用してきましたが、活用率は全国的に見ても大変低い状況です。

防災・減災対策としては、堤防のかさ上げやダムの整備などが挙げられますが、時間や費用が大変かかってしまうことを考えれば、短期間で比較的に予算も少なく、すぐに事業に入れるしゅんせつや支障木伐採事業は、昨今一番効果があると言われており、手厚い財政措置があるうちに積極的に活用すべきです。

また、我々議員、会派党派問わず、県民の皆さんから多い要望の一つはしゅんせつ事業かと思えますし、本県は財政健全化に向けた取組を進めておりますが、県民の安全安心に直結する大きな課題に関しては、県民の命を守るため

の予算と考え、大幅に増額の判断をすべきだと思います。そうすれば、災害が発生してから大変な被害額となる前に、定期的なしゅんせつ事業の実施により、被害額も最小限に抑えることが可能だと思います。

県民が安心して暮らしていくためにも、緊急浚渫推進事業債をより積極的に活用し、しゅんせつや支障木伐採等の予算を増額すべきと考えますが、今後、河川流下能力向上対策をどのように推進していくのか、県土整備部長のお考えをお伺いいたします。

最後に、今後の県立高等学校の施設整備について伺います。

急激な少子化やグローバル化の進展など、教育を取り巻く環境は大きな変化を遂げてきており、教育現場でも、時代や社会の変化に合わせ、子供たちの学びをよりよいものにするため、その都度対応してきたことと思います。

本県の県立高等学校においても、探究科・普通科探究コースや中高一貫教育校の設置、さらには、文科省から指定を受け進めているスーパーサイエンスハイスクール支援事業、高等学校DX加速化推進事業など、特色化・魅力化を図り、ソフト面では、時代に即した学びや魅力づくりを推進し、次世代の人材の育成に積極的に取り組んでいることと思います。

しかし、ハード面の学校環境整備については、時代に追いついていない、むしろ後れを取っていると感じています。例えば、山形東高等学校では、男子生徒が大半を占めていた以前と違い、現在、生徒の男女比率はほぼ半々であり、女子トイレが不足しているとの声を聞きます。また、山形北高等学校では、一つ一つのトイレが狭い上に洋式トイレの数が少なく、空き待ちの列ができていていると聞いております。

エアコンに関して言えば、地元の吹奏楽部所属の学生から、コロナが明け、ようやく本来の部活動生活ができると思っていた矢先、特別教室にエアコンが設置されておらず、昨今の異常気象による暑さで活動ができないという大変な不満の手紙を頂いたことがあります。さらには、昨年十二月定例会の議場演奏会で素晴らしい演奏をしていただいた上山明新館高等学校吹奏楽部の生徒さんの演奏後の一言目も「特別教室にもエアコンをつけてください」という、これまた強い要望でありました。

このほかにも、フェンスの倒壊など老朽化してきている校舎に対して不満を持つ生徒がたくさんいることは事実であり、「冬、子供たちは教室が寒くてコートを着て勉強していることもある」との保護者の心配の声までいただくようになりました。

今申し上げたことは、昨今の県立高等学校離れの一因であるとも考えます。過去五年間の本県の高等学校入学者数推移を見ますと、約九百人の減少でありましたが、しかし、公立・私立で比較した場合、公立は約一千人の減少に対し、私立は約百人の増加と、大変驚いたところですが、これは、私学助成の拡充も一つの要因であるかと思いますが、現に校舎が新しくなった山形商業高等学校では志願倍率も上昇していると聞いており、学校施設の充実が昨今の学校選びの基準になってきているのではないかと思います。今後、私立高等学校の無償化がスタートする中、県立高等学校離れがさらに加速するのではないかと懸念しております。

阪神・淡路大震災以降、県は、学校施設耐震化を優先して事業を推進してきました。子供の安全を最優先に考えた耐震化は必要なことでありましたが、耐震化が完了した今、今後は学校環境の充実に向けてしっかりと整備していくことも学校の魅力づくりであると思います。

そこで、本県の子供たちの学ぶ環境を整備することは学力向上のためにも大変重要かと思いますが、今後、魅力ある、価値ある学校づくりをさらに推進していくために学校施設整備をどのように進めていくのか、また、生徒・保護者からの声にも積極的に応えていくべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。御清聴いただきましてありがとうございます。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。ただいま遠藤寛明議員から私に五問質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目は、私の公約についてでございます。

私は、知事就任以来、ここ山形県で暮らし続けたいという県民の皆様の願いや思いを大切にしながら県政運営に当たってまいりました。五期目の任期におきましても、引き続きそうした姿勢で、「チャレンジ五・〇」に掲げた政策・施策の実現に全力で取り組んでまいります。

この「チャレンジ五・〇」は、令和二年に中長期的な視点に立った県づくりの指針として策定した第四次山形県総合発展計画や、昨今の社会経済情勢などを踏まえ、今後重点化すべき政策・施策をお示ししたものであります。その取りまとめに当たりましては、県民の皆様にも今後の県づくりの考え方を御理解いただき、方向性を共有して、県を挙げて取組を前に進めていくことを重視したところであります。

今後、具体的に施策を展開していくに当たりましては、その成果をより確実かつ大きなものとしていきますとともに、進捗の状況や達成の具合を県民の皆様と共有していくため、数値目標等の指標の設定が重要となります。

今定例会に案をお示ししている第四次山形県総合発展計画の後期実施計画では、目標指標や重要業績評価指標いわゆるKPIを設定した上で、毎年度のPDCAサイクルに基づき、これら指標の進捗状況を確認し、施策展開に関する課題の把握、改善等を行いながら、政策目的の達成を目指すこととしております。「チャレンジ五・〇」に掲げた五つの柱の実現に向けましては、この後期実施計画をはじめ、山形県こども・子育て笑顔プランや山形県産業振興ビジョンなど、各分野の個別計画とも連動させながら、取組を前に進めてまいりたいと考えております。

このように「チャレンジ五・〇」が示す本県発展のビジョンや方向性を県民の皆様と共有し、オール山形の力を結集した「共創」を進めることで、県づくりの基本目標であります「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現を目指してまいります。

二点目は、令和七年度当初予算の編成についてでございます。

本県を取り巻く情勢は、人口減少の加速や人手不足、自然災害の頻発・激甚化、物価高騰の長期化など課題が山積しております。このたびの当初予算案は、こうした直面する課題にしっかりと対応しながら、県民の皆様とともに山形県の明るい未来をつくっていくため、「やまがた“みらい共創、予算”」として編成したところであります。

とりわけ意を用いた点につきまして、順次申し上げます。

一つ目は「中長期を見据えた『人口減少対策』の強化」であります。若年層、特に女性の県外流出が続く状況を打破していくためには、多くの人々を引きつける、魅力あふれる山形県をつくっていくことが重要であります。そのためには、子供や女性、若者、高齢者など、多くの方々の山形県の将来ビジョンや望む施策などをお聞きして、より一層県政に反映させていくことが肝要と考えますので、県民の皆様の声を直接お聞きする場として、新たに「『県民みんなか』みらい共創カフェ」を開催し、頂戴した御意見などを県政に生かしてまいります。

また、子育て世帯が暮らしやすい環境整備を進めていくため、ゼロ歳から二歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減の対象を推定年収六百四十万円未満の世帯まで拡充いたします。このことにより、保育所等を利用する子供の約七五%が支援を受けられることとなります。

さらには、若者・子育て世帯への県単独の移住支援金につきまして、最大四十万円が受けられるように制度を拡充しますほか、短期の仕事と観光や地域との交流などの体験を組み合わせ、働きながら山形県の暮らしを体験できるプログラムを様々な分野で展開するなど、関係人口・交流人口の拡大に向けて、あらゆる施策を動員してまいります。

二つ目は「時代の変化を推進力とした『産業の稼ぐ力の向上』」であります。県内企業による脱炭素経営を推進することにより、市場での競争優位性の維持・確保を図るとともに、GX関連産業への参入支援を行うほか、ものづくりの人材育成や起業家育成、スタートアップ支援にも力を入れ、デジタル化による経営力強化など、産業イノベーションを前に進めてまいります。

加えまして、年齢、障がいの有無や国籍等にかかわらず、旅行者の誰もが山形での観光を安全かつ快適に楽しむことができるよう、宿泊・立ち寄り施設等における多機能トイレや多言語表示の導入を促進するなど、アクセシブル・ツーリズムを推進するほか、多くの外国人観光客で活況を呈している銀山温泉の観光需要を県内のほかの地域にも波及させていくための広域連携に向けた取組を実施いたします。

さらには、スマート農業技術の普及促進による生産性の高い農業経営の実現を図るとともに、若者や女性、半農半Xなど、地域農業を支える多様な担い手の育成確保に向けた取組を推進してまいります。

三つ目は「様々なリスクへの対応強化による『安全・安心の確保』」であります。まずもって、本県における自然災害としては過去最大の被害額となった令和六年七月二十五日からの大雨災害への対応として、今年度の補正予算に引き続き、このたび百九十三億円の対応予算を計上し、被災地域の復旧復興を着実に進めてまいります。さらには、今後発生する災害に備え、ハード、ソフト両面からの防災・減災対策の強化が急務であります。ハード面では、氾濫や浸水被害が想定される河川について、国土交通省や流域市町村と連携した治水対策を講じるとともに、ソフト面では、地域防災力の強化に向けた有識者会議を新たに開催するほか、女性防災士の育成支援や地域における防災学習の推進、避難所の機能強化等に取り組んでまいります。

四つ目は「物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援」であります。基本的には二月補正予算で計上し、令和七年度に繰り越して対応するものになりますが、物価高やエネルギー価格の上昇が引き続き大きな影響を及ぼす中、これを乗り越え、県民生活の安全安心や県内経済の持続的成長につなげていくため、物価高騰への対応を力強く展開してまいります。

こうした取組を進めながら、直面する諸課題にしっかりと対応し、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向けて、全力で県政運営に取り組んでまいります。

三点目は、副知事二人制の導入についての御質問であります。

私は、就任当初より副知事を一人とする執行体制の下で県政運営に取り組んでまいりました。県政の各分野を所管する各部長等が県組織の要を担い、副知事が部局間あるいは各政策の総合調整を行うことにより、全職員の力を結集し、直面する様々な県政課題に対応してきたところであります。

一方、本県を取り巻く情勢は、人口減少の加速や自然災害の頻発・激甚化、物価高騰の長期化など、部局の枠を超えて政策横断的に取り組むべき課題が増大しております。また、遊佐町沖の洋上風力発電事業や山形新幹線米沢トンネル・仮称の整備など、本県の力だけでなく、政府や関係機関と連携して取り組む必要のある重要事業も数多くある状況であります。

こうした課題にスピード感を持って的確に対応するとともに、さきの山形県知事選挙において公約として掲げた「世界に誇れる山形ならではの『幸せな育ち・幸せな暮らし。』」を実現するためには、簡素で効率的な組織運営の視点をもちながらも、社会情勢の変化を踏まえた組織体制を構築していくことが必要不可欠であると考えております。

副知事の体制につきましても、同様の考えの下で検討していく必要があるものと認識しております。

なお、中央省庁との連携という点で申し上げますと、地元の職員が県政を担うことを基本としながらも、柔軟に必要性を検討しながら、これまでも中央省庁から幹部職員を受け入れてきているところであり、本県で勤務いただいた方々には、知見や人的ネットワークを生かし、それぞれの分野で御尽力をいただき、県勢の発展に寄与していただいたものと認識しております。

いずれにしましても、さきの県議会十二月定例会で申し上げましたとおり、副知事の体制につきましても、県議会の皆様のお考えや社会情勢の変化など総合的に勘案しながら、しっかりと判断してまいりたいと考えております。

四問目は、山形新幹線米沢トンネルの現状と山形新幹線のさらなる高速化についてであります。

山形新幹線は、平成四年の開業以来、本県の発展に大きく貢献してきましたが、雨や雪等の自然条件や動物との衝突等による運休・遅延の発生、東北新幹線や北陸新幹線等の整備が進んだことによる相対的な時間的優位性の低下などの課題があります。

米沢トンネル・仮称の整備計画は、福島県の庭坂駅から米沢駅の間に約二十三キロメートルのトンネルを整備することにより、最大の難所である福島―米沢間の安全性・安定性を格段に向上させるとともに、速度向上や距離の短縮により十分強い時間短縮を図るものであります。輸送障害を大幅に改善するとともに、本県と首都圏との心理的距離をも縮め、往来が活発化することで、本県のさらなる発展や地方創生に直結する大変重要な事業でありますので、私は、「山形県の未来を開く希望のトンネル」だと申し上げてまいりました。

また、災害が激甚化・頻発化する中、国土強靱化の観点からも、米沢トンネル整備の重要性はこれまで以上に高まっております。今冬におきましても、二月上旬の大雪の影響により山形新幹線が二日間以上にわたって運休となり、県民はもとより、インバウンドをはじめとする観光客やビジネス客などに大きな影響が及んだことは記憶に新しいところであります。その際、私のところにも、県民の皆様から米沢トンネルの一日も早い整備の必要性について多くの切実なお声が寄せられたところであり、改めて、何としてでも実現しなければならないとの思いを強くしたところであります。

県では、米沢トンネル整備の早期実現に向けて、ＪＲ東日本との間で令和四年度に「山形新幹線米沢トンネル（仮称）整備計画の推進に関する覚書」を締結し、同年十二月より共同で地質調査を実施してまいりました。調査はおおむね終了し、現在想定しているルートから大幅な計画変更の必要性はないことが確認されました。

あわせて、調査に基づき、ＪＲ東日本が事業費と工期の再算出を行いましたところ、事業費は、平成二十九年に算出した約千五百億円から八百億円増額となる約二千三百億円となり、工期は、同じく平成二十九年の算出では着工から約十五年でありましたが、四年延びて約十九年となったとのことであります。

事業費の増加及び工期の延伸は、物価高騰や働き方改革の影響によるものであり、やむを得ないものでありますが、トンネル整備が本県にもたらす効果は非常に大きいことが見込まれますので、一日も早い事業化・整備の実現が必要であることは変わらないと考えております。

事業費の増加等を踏まえれば、政府による支援の獲得が一層重要でありますので、事業化に向けて、費用負担を含む事業スキーム等の検討を政府・ＪＲ東日本と三者でしっかり行ってまいります。あわせて、トンネル整備により本県に大きな経済波及効果が見込まれますので、そうした効果も県民の皆様にお示しをしながら、整備に向けた一層の機運醸成を図ってまいります。

また、米沢トンネルは、時速二百キロメートル以上での高速走行が可能な緩やかな線形で整備することを予定しております。このため、昨年度、政府の「地域の公共交通・デザイン実現会議」におきまして、私から「米沢トンネルのように、部分的・段階的に高速化や安定性向上に資する整備を行うことで高速鉄道の整備を図る手法も検討すべきである」との提案を行ったところです。政府のいわゆる骨太の方針二〇二四におきましては、「幹線鉄道の地域の实情に応じた高機能化に関し、更なる取組を進める。」との記載が盛り込まれたところであり、山形新幹線のさらな

る高速化につきましても引き続き政府に働きかけてまいります。

まずは、米沢トンネル整備の実現を最優先かつ喫緊の課題として、引き続き県選出国会議員の皆様や県議会議員の皆様、市町村や経済界とも十分に連携して、全力で取り組んでまいります。

最後の五問目は、卒原発の認識についての御質問であります。

我が国のエネルギー政策は、安全性を大前提として、安定供給、経済効率性、環境適合を同時に実現していくことが原則とされております。この原則に当てはめて原子力発電を考えたとき、安全性の面では、東日本大震災に伴う福島第一原発の悲惨な事故を決して忘れてはならないと考えます。

本県においても、放射性物質の放出による健康不安をはじめ、農林水産物の出荷制限や風評による観光客の減少など県民生活や経済活動に深刻な影響がありました。そして、事故から十四年が経過しようとする今でも廃炉作業は進んでおらず、県内にはいまだに一千人以上の方が避難生活を余儀なくされている現状にあります。

また、世界有数の地震国である我が国におきましては、万が一の事態に備え、避難など周辺住民の安全確保等の課題があるほか、国内における放射性廃棄物の処理方法がいまだ確立しておらず、最終処分場も決まっておられません。

さらに、安定供給の面では、燃料のウランを一〇〇％輸入に頼っていること、経済効率性の面では、最新の政府の試算によりますと、原子力の発電コストは再生可能エネルギーと比べても決して安くはないとなっているなど、依然多くの課題があるのが現状であります。

こうした中、去る二月十八日に閣議決定された政府の第七次エネルギー基本計画では、福島第一原発の事故以降、同計画に盛り込まれてきた「可能な限り原発依存度を低減する」との文言は削除されましたが、同時に示されたエネルギー需給の見通しでは、二〇四〇年度における電源構成比として原子力は二割程度となっており、以前の計画で示された二〇三〇年度の比率「二〇％から二二％」から変わっておりません。

また、原発に対する世論の動向を見ますと、今回政府が実施したエネルギー基本計画策定に当たってのパブリックコメントでは、「原子力発電の安全性確保に関する具体的な方策が不十分である」といった原発の安全性に対する様々な懸念の声が寄せられておりました。さらに、日本原子力文化財団が実施した直近の世論調査におきましても、今後の原子力発電の利用に関する考えとして、「しばらく利用するが、徐々に廃止していくべきだ」との回答が全体の四二・三％と引き続き最も多くなっているなど、依然として原発に対する国民の不安は根強いものがあります。

一方、再エネにつきましては、国全体における電源構成比が二〇二二年度には二一・八％まで拡大し、さらに第七次エネルギー基本計画では二〇四〇年度には五割程度まで引き上げるべく、国民負担を抑制しながら主力電源化を徹底していくことが掲げられるなど、導入拡大が進められております。

県としましても、大きな経済波及効果が見込まれる洋上風力発電などの大規模な電源の開発を促進するとともに、自家消費型太陽光発電や小水力発電などエネルギーの地産地消も加速させることで、エネルギーとそれが生み出す利益や価値を地域内で循環させ、地域経済の発展につなげてまいりたいと考えております。

また、再エネの課題とされている安定供給につきましても、蓄電池の活用促進や、次世代エネルギーである水素等の新技術の開発が進められており、卒原発社会の実現の可能性に向けた展望も開けてきたと感じております。

こうしたことを踏まえますと、将来的には原発への依存度を徐々に少なくして行って、行く行くは原子力に頼らない卒原発社会の実現は、私をはじめ多くの県民・国民が望むものであり、引き続き目指すべきものであると考えているところであります。

○議長（森田 廣議員） 西澤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（西澤恵子君） 私には二点御質問をいただきました。

初めに、山形県子育て基本条例の改正についてお答えいたします。

現行の山形県子育て基本条例は、平成二十二年に「子育てするなら山形県」と実感できる社会の実現を目指し制定したものであり、その名称のとおり、子育て支援に視点を置いた内容となっております。

この条例については、昨年の県議会六月定例会において、近年の児童虐待件数の高止まりを受け、虐待防止と子供の利益の優先考慮に関する規定等を追加する改正案を提案いただきました。その審議では、「子供を取り巻く環境は、虐待をはじめ、いじめや貧困など多岐にわたっている。幅広く意見を聴き議論を深める必要がある」など様々な観点から意見を頂戴し、熱心に御議論いただきました。こうした審議を通して、虐待防止や困難な状況にある子供に寄り添う施策の重要性を改めて認識したところです。

県としましても、これらの御議論を真摯に受け止めるとともに、こども基本法の理念も踏まえながら、本県の子供・子育て施策の基本となる条例の在り方について検討を進めてまいりました。

その過程では、外部有識者で構成する子育てするなら山形県推進協議会やこども会議、パブリックコメント等を通して、多くの方から、子供を権利の主体として認識し、その意見を尊重することの重要性等について御意見をいただいたところです。

こうした法の理念、県民からの御意見、そして議会での御議論を反映し、今回の改正案では、子供の権利の尊重など「こどもの視点」を明確に位置づけるとともに、子供と子育て当事者双方に寄り添った体系的な支援が促進されるよう規定を追加しております。

具体的には、新たに子供の意見の反映に関する規定と、虐待やいじめなど子供の健やかな成長を阻害する行為の防止、貧困など困難を有する子供への支援に関する規定を追加するとともに、安心して生活を送ることができる環境の整備に関して、子供や子育て当事者のための多様な居場所づくりを行うことなどを盛り込んでおります。また、改正の趣旨を踏まえ、条例の名称を「山形県こども・子育て基本条例」に改めることとしております。

現在、県では、法に基づくこども計画を策定中であり、理念となる条例と計画とを一体的に構築することで、体系的かつ実効性のある支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、山形県こども計画の策定についてお答えいたします。

本計画は、こども基本法に基づく都道府県こども計画として策定するものであり、本県で暮らす全ての子供・若者や子育て当事者が将来にわたり笑顔で幸せな生活を送ることができるよう、名称を「山形県こども・子育て笑顔プラン」として現在策定を進めております。今回改正を提案している条例とともに、本県の今後の子供・子育て政策の指針となるものであり、関連する五つの計画を統合し、多岐にわたる施策を一体的に推進することで、多様化・複雑化した課題に対し、より効果的な施策の展開を図ってまいります。

計画の策定に当たっては、子供・若者や子育て当事者の意見を反映させることが求められており、県では今年度、こども会議や子育て当事者との座談会、ウェブサイトを活用した「こども意見箱」、パブリックコメントなど、多様な方法で意見をお聴きしてまいりました。これらの御意見や、子育てするなら山形県推進協議会等での協議を踏まえ、新たな計画では、次の四つの視点を重視しております。

一つ目は、子供の視点の明確化です。現計画では子育て当事者の視点が中心でしたが、新計画では、子供を権利の主体として位置づけ、意見の反映など「こどもまんなか」の理念を明確に打ち出しております。

二つ目は、若者の希望の応援です。人口減少を少しでも抑制するためには、若者が希望を持ち、山形で暮らし続けられる環境づくりが不可欠です。計画では、若者を施策の重要な対象とし、生活基盤の安定や希望の実現を支える施策を強化してまいります。

三つ目は、笑顔で子育てできる環境の整備です。これまでの多様な子育て支援策を生かしつつ、子育てに前向きなイメージを持てるよう、切れ目のない支援を充実させるとともに、虐待や貧困など困難な状況にある子供たちへの支援を強化しながら、安心して子育てできる環境の整備を進めてまいります。

四つ目は、地域全体で子供と子育て家庭を支える社会の実現です。本県の特徴である地域の絆を生かしつつ、企業等の協力も得ながら、社会全体で子供や子育て家庭を応援する機運を醸成してまいります。

県としましては、県民の皆様の声や思いを大切にしながら、実効性のある取組を推し進め、「こどもが笑顔の山形県」「子育てするなら山形県」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 気候変動下でも持続可能な果樹農業の振興についてお答えいたします。

今年はやまがたフルーツ百五十周年の節目の年でございますが、本県の果樹農業を将来にわたって持続可能なものにしていくためには、気候変動への対応と生産性の向上並びに担い手の確保と樹園地の継承が不可欠と考えております。

中でも、近年は気候変動に伴い気象災害が頻発化し、農業に深刻な影響が出ていることから、気候変動への対応は喫緊の課題であると考えております。特に、昨年は六月の異常高温等のため、サクランボの収穫量が八千五百九十トンと平成以降二番目に少なくなり、生産者の経営にとどまらず、観光業やふるさと納税など地域経済に大きな影響がありました。このため、これまで力を入れてきた凍霜害等への対策に加えて、今後は、極端な高温に対応した対策技術の導入と研究開発を重点的に進める必要があると考えております。

具体的には、サクランボの高温対策は、今年度から三か年程度を重点期間と位置づけ、九月補正予算の緊急支援に続き、来年度の新規事業である「さくらんぼ王国果樹産地活性化事業」の中で、遮光資材や無加温ハウスなどの資材・設備の導入と、佐藤錦から紅秀峰等への品種転換を強力に進めてまいります。

また、生産現場での優良事例等を取りまとめ、「さくらんぼ高温対策マニュアル」として今年度中に作成し、生産者等に広く配付して、対策技術の普及・拡大を図ってまいります。

研究開発では、温暖化に対応した品種開発や技術開発に取り組むこととし、高温下でも着色しやすいサクランボやリンゴの品種育成を進めるとともに、民間で育成された品種等についても、本県における適応性を検証し、その導入の可能性を検討してまいります。

また、安全で省力的に高温対策と凍霜害対策を実施できるサクランボの新型雨よけハウス等の開発・実証や、圃場

の気温・湿度等が障害果を発生しやすい条件になった場合に生産者にリアルタイムで通知する高温リスクアラートの開発に取り組みます。

このような取組により、気候変動下でもサクランボをはじめとした県産フルーツの安定的な生産を確保し、持続可能な果樹農業の実現に向け、産地一丸となって取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 河川流下能力向上対策についてお答え申し上げます。

河川からの浸水被害を防止するには、堤防などを整備した上で、整備後も河川の流下能力を確保していくことが重要であり、県では、河川の堆積土砂や支障木の撤去による流下能力確保の取組について、平成二十四年度から重点的に実施してきています。

現在は、令和四年度から七年度までの四年間を取組期間とする河川流下能力向上・持続化対策計画に基づき、土砂の堆積状況や周辺環境に応じて対策を実施してきており、令和五年度末までの進捗率は計画の五四%と、計画どおり進んでおります。

今年度は、本計画に基づく対策区間に加え、昨年七月の大雨により堆積した区間についても、九月定例会で御可決いただいた補正予算約十六億円を活用して流下能力の確保を図っているところでございます。

現計画の最終年度となる令和七年度においても、災害復旧工事と並行しながら、河川の流下能力を確保する取組をしっかりと進めてまいります。

一方で、現在の計画に含まれていない箇所への土砂の堆積や、撤去した区間への再堆積、支障木の再繁茂が確認されています。また、国の研究機関からは、近年の大雨により、流域上流部に残っている土砂が下流に流入しやすい状況になっており、河川への土砂の堆積が進行する可能性があるとの見解が示されるなど、課題が明らかになっております。

そのため、令和八年度以降の取組については、こうした課題を踏まえた新たな計画を策定し進める必要があると考えております。

計画の策定に当たりましては、これまでに実施した箇所のモニタリング結果の検証や、新たな土砂堆積の状況調査を実施の上、より効果的な対策や実施サイクル等を検討してまいります。

また、河川の流下能力向上対策を進める上では、交付税措置率の高い緊急浚渫推進事業債を積極的に活用していくことが不可欠でございます。加えて、支障木の伐採については、企業・団体からの応募に基づく公募型支障木伐採を引き続き実施するなど、官民協働による効果的な伐採を進めてまいります。

県としましては、こうした取組を通して今後も河川の流下能力の確保に努め、水害リスクの軽減を図り、県民の安心安全を確保してまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 今後の県立高等学校の施設整備について御答弁を申し上げます。

県立高等学校の施設整備につきましては、これまで、再編に伴う新高校の整備、時代のニーズに対応した中高一貫教育校や昼間定時制の新設、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた耐震対策としての改築など、鋭意取り組んでまいりました。

また、老朽化対策といたしましても、県立高等学校の六割以上の施設が建築後三十年以上経過している中、直近では置賜農業高校の実習施設や寒河江工業高校の校舎・体育館の改築整備に取り組んだところであり、また、現在は、特別支援学校についても、上山高等養護学校と山形盲学校の改築を進めているところであります。

加えて、県立高校の良好な教育環境の確保に向けた維持・修繕につきましては、学校から強い要望が寄せられております修繕箇所について、今後五年間で着実に解消していくこととし、令和七年度当初予算案におきましては、対前年度比一・七倍となる予算を計上したところであります。

設備につきましても、例えばトイレにつきましては、これまで、生徒の男女比の変化に対応した改修や洋式トイレの設置などに適宜取り組んできたところでありますが、令和七年度当初予算案におきましては、生徒数や使用状況など、学校の実態を踏まえながら、校舎のトイレ洋式化実質一〇〇%を実現するため、令和七年度と八年度の二か年間で集中的に整備することとし、所要の額を計上しているところであります。

特別教室へのエアコン整備につきましても、喫緊かつ重要な課題と認識しておりますので、今後の整備の実現に向けまして、イニシャルコストの平準化と整備の迅速性、保守管理を含めた効率性やトータルコストの低減などの観点から、最適な導入方法について、さらなる研究・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

本県の未来を担う人材を育成する場である県立高校について、常に変化していく社会的・時代的要請に柔軟に対応しながら、安全で快適な学びの環境として整備を進めていくことは極めて重要と考えております。県教育委員会といたしましても、今後とも学校現場や生徒・保護者の声に耳を傾けながら、引き続き計画的かつ着実な整備に努めてま

います。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時三十五分再開いたします。

午前 十一時 二十四分 休 憩

午前 十一時 三十五分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

十四番梅津庸成議員。

○十四番（梅津庸成議員） 県政クラブの梅津庸成です。会派を代表し質問いたします。

吉村美栄子知事には五期目の当選おめでとうございます。県政課題が山積する中で、四期十六年を務め上げられました。本年は折しも戦後八十年、昭和百年、そして二十一世紀第二・四半期に入る節目の年になります。

本県でさきに五期当選された板垣清一郎知事の五期目当選直後の県議会本会議の議事録を読む機会がありました。平成元年当時は、日本は世界一位をにらむ経済力を誇る中で、県内で二つ目の空港となる庄内空港の開港、寒河江ダム、月山ダムの建設、山形自動車道の開通に東北中央自動車道及びミ二新幹線の着手などに触れた上で、平成四年開催のべにばな国体の実施に向けた意気込みの聴取等、上り坂の国の勢いの中での県政運営を期待する議論が活発に行われていました。

時代は変わり、バブル崩壊を経て日本経済は低迷し、あれから三十余年。このような国の情勢にあっても、県政の停滞は許されません。現在の様々な厳しい環境にあっても、県民がより豊かになるよう、知事が選挙で掲げた様々な政策を実行に移さねばなりません。そのためにも、本定例会において、五期目初年度である令和七年度予算案をはじめ県政全般にわたり意義ある議論が展開されることを期待し、質問に入ります。

目下の最大の政策課題の一つは人口減少対策です。

県人口が百万人を切ることが目前になっています。県によれば、一月一日現在で百万七千六百二十六人で、前月比千四百九十九人の減です。人口減少は国全体で進んでおり、国において様々な措置は取られてきているものの、鈍化するにも至っていません。戦後の高度成長期の人口増の流れの中で生まれてきた私にとっては、想像を超える急速な速さで人口減少が進んでいると感じます。

国では、広域的地域活性化基盤整備法が昨年改正、施行され、二地域居住のための計画策定などを都道府県に求めており、従来の移住・定住の取組にも変化が出てきております。二地域居住についての個別具体的な議論は同僚議員の一般質問に譲りますが、知事は、公約において関係人口の拡大や移住・定住の拡大も訴えておられ、来年度予算案においても諸施策を打ち出しています。

こうした国の新たな動きへの対応を含め、百万人以下になる山形県の姿を見据えて、五期目の知事として人口減少に対し次の四年間でどう対応するのか、そしてまた四年を超えてより長期的な視点でどう将来の県勢発展の種をまいていくことを考えているのか、吉村美栄子知事の見解をお伺いします。

次に、防災についてお伺いします。

知事選出馬時の理由として、知事は令和六年度豪雨災害からの復旧復興を第一に掲げられました。自宅に戻ることができず、いまだに被災者住宅にてお過ごしの方々がいらっしゃることに改めてお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧復興となるよう、議会としても心して取り組んでいく必要があると思います。

過日、昨年四月から五月に発災した高畠町・南陽市における林野火災及び七月の最上・庄内における豪雨災害への自衛隊の取組について、自衛隊山形地方協力本部長より動画を交えてお話を聞く機会がありました。災害復旧における自衛隊の活動を振り返り、改めて彼らの力に感謝するとともに、防衛省・自衛隊OBとして誇りに思う時間となりました。

防災に関し、知事は公約で、豪雨災害からの復旧復興はもとより、治水対策などのハード面、自主防災組織の活性化などソフト面とともに、「県民を守る災害対応力の充実」を掲げています。また、災害対応に関連し、知事が日頃から述べておられることとして、平時における訓練の重要性があり、また、東日本大震災の経験を基に、自衛隊や米軍、自治体関係機関との連携の重要性についても強調しておられます。間もなく三月十一日がやってきますが、東日本大震災時には、知事の判断で山形空港に米軍を受け入れ、米軍にとっては大規模災害対応で我が国史上初めての民間空港の利用となり、被災地への輸送拠点として被災地支援で大きな役割を果たしました。

まさに、自治体はもとより国との連携は、災害時において被災者の生命をいち早く助けるのに極めて重要であります。その意味で、知事が公約で掲げた「県民を守る災害対応力の充実」のさらなる強化を図る観点から、一つの例ですが、特定利用空港・港湾として山形空港を指定するよう働きかけ、さらなる国との連携強化を図ってはどうかと考

えます。

この特定利用空港・港湾の制度は、令和四年十二月に策定された国家安全保障戦略において定められたもので、自衛隊・海上保安庁が国民保護や有事、災害などの際に、平素の訓練や実任務で一般の空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を利用できるようにする仕組みです。全国で二十八か所の空港・港湾が既に指定されており、全国各地で今後も指定されていく予定です。

具体的には、年に数回、海上保安庁、自衛隊の輸送機の離発着訓練を行うこととされています。民間主体の運営がそのまま行われるので、基地機能が特段強化されるわけではなく、一方で、山形県における大災害の際などに政府の支援がスムーズに行われることになるという大きなメリットがあると内閣官房より聞きました。

また、指定がなされれば、空港・港湾関連交付金についても政府として山形県に対して好意的な対応が行われることになるだけでなく、コストベネフィットの分析は依然必要ですが、施設整備関連予算の確保も着実に推進されることになります。山形空港の滑走路延伸の課題が膠着する中であって、特定利用空港としての指定を受ければ、山形空港の価値が高まることにもつながります。

この特定利用空港・港湾についてはあくまで一例ではありますが、今定例会知事説明において、県知事五期目として、市町村をはじめ、多様な主体との連携を一層強化することにより、施策の実効性を高め、県全体にその効果を波及させていくことが冒頭で示されています。防災の面でも今まで以上に国や自治体等と連携した大胆な防災対策深化を図り、県民の安心安全を増進させることは、護民官たる県知事として大事なことと考えます。

国等との連携による防災体制のさらなる強化について、吉村知事の御所見をお伺いします。

災害からの復旧復興に関連し、令和四年八月の豪雨災害で被災し、長井市の今泉駅から村上市の坂町駅の区間で運休が続くＪＲ米坂線の復旧についてお伺いします。

これまで、令和五年九月にＪＲ米坂線復旧検討会議が開催されて以降、米坂線利用拡大検討部会における議論なども進展し、昨年十一月に開催された第四回会議においては、ＪＲ側から、復旧後の運営パターンとして考えられる「上下分離」「第三セクター移管」「バス転換」等の考え方や、上下分離の場合の自治体の負担額の試算などが示されたと認識しています。十二月の定例会においては知事より、県としては、ＪＲ東日本による運営を求めつつも、議論を前に進めるべく、鉄道での復旧を第一の目標として、上下分離、第三セクターへの移管などについても検討を進めることが必要と答弁されています。

その上で、花角新潟県知事が委員長を務める全国知事会国土交通・観光常任委員会で、総務省、国土交通省に対し、全国の鉄道ネットワークの在り方、ローカル線の安定的な維持・確保に向けた特別要望を行ったことを紹介し、前者について早期に方向性を整理すること、道路と同様に鉄道の大規模災害の復旧時に災害復旧事業債を活用できるようにすること、地方自治体が路線の維持のために鉄道施設を所有する場合の費用負担に財政支援を行うことなどを求めたとの答弁でした。こうした動きは大事なことであるとは思いますが、政府の結論を得るには時間がかかり、質疑で繰り返し言われている、県民が望むスピード感ではないのではないかと危惧するところです。

昨年十二月の参議院本会議において、舟山康江参議院議員より、ＪＲ米坂線の復旧も念頭に、運賃収入を得て事業を行う民間事業者であることを理由として国の補助率が他の災害復旧事業に比べ低いことについて質問がなされ、総理から、運賃収入が十分に得られない赤字ローカル線については、被災規模等に応じて災害復旧の補助対象の拡大や補助率のかさ上げなどの支援の充実に努めてきているが、鉄道事業者と地域の関係者の議論が重要で、国としてはそのありようを見ながら支援を適切に行う旨の答弁がなされています。

国鉄改革においてローカル線をなくさないとした方針をいつの間にか変え、被災した路線の復旧にちゅうちょするＪＲ東日本の対応には怒りを感じますが、ＪＲ東日本の責任と対応を求めるだけでは、この膠着した状況を打開することはできない状況となっているのではないかと思います。

県の対応を転換し、より踏み込んだ、山形県としての財政支出を含む対応が求められている段階に至ったのではないかと思います。総理答弁が示しているのも、ＪＲ東日本、山形県・新潟県の復旧具体案の提示があれば国も動くということだと思います。

この点について、関係者間の議論の牽引力として山形県のリーダーシップは不可欠と考えるところではありますが、まずもって、必ず米坂線の鉄道を復旧するとの力強い意思を言語にして表明していただき、財政支出を含む具体案の検討に転換することが肝要と思いますが、知事のお考えをお伺いします。

次に、物価高、人件費対策に関してお伺いします。

物価高や人件費高騰への対策は待ったなしであり、現下の経済におけるもう一つの大きな課題です。令和七年度予算案と一体的に編成された二月補正予算案においては、政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し、各種対策二十二億八千三百万円の予算措置を取るものとなっています。県としては、こうした予算措置のほか、物価高、人件費高に苦しむ中小企業、なかんずく下請企業がその価格を正当に転嫁することを促進するために、価格

転嫁の円滑化に向けた連絡協議会などを開催してきたと認識しています。昨年十二月に、県は価格転嫁促進セミナーも開催しています。

この価格転嫁に関しては、経営者団体や労働団体も含めて全体で取り組むことが求められ、こうしたセミナーや国・県からの通知なども踏まえて自主的に企業・団体が取り組むことが求められています。

お伺いしたいのは、県自身が各団体に業務を委託する主体として、物価高、人件費高に対して積極的に価格転嫁をしているかどうかということであります。

県が委託する事業については、公募などで事業者が決まると承知していますが、継続的に実施される事業も多く、そうした継続事業に関して、特に人件費部分について価格転嫁を県に求めることができないという声が聞こえてまいります。

県の事業を委託されている団体等においては、適切な価格転嫁がなされなければ、物価・人件費高騰に伴う経費を団体の経費で対応せねばならなくなり、人員の削減や事業自体の縮小などで、求められている事業効果を出すことができないような状況になりかねません。実際、令和七年度の継続事業について、「人件費高騰を前提とした経費見積りを求められておらず、団体の財産を切り崩して運営しなければならない。これは団体いじめではないか」との声も聞こえてきております。

県が率先して本来なすべき価格転嫁がなされていないということではないかと危惧いたしますが、この点について、令和七年度予算案において、物価高はもとより人件費の対応はなされているのか、総務部として各部に対し物価高騰や人件費の計上についてどのような指示を行ったのか、その上で、令和七年度予算案として、県委託事業において何パーセント増の予算となっているのか、県の価格転嫁に対する基本的姿勢と併せて総務部長にお伺いします。

次に、観光への取組についてお伺いします。

新型コロナで傷んだ観光業が復活してきています。蔵王温泉や銀山温泉への特にインバウンドの状況は、バブル期を見るようににぎわいの様相となっています。春節におけるインバウンド観光客の人気急上昇体験スポットとして山形県が一位になり、蔵王温泉の樹氷や銀山がハイライトされるなど、山形県の観光にとって大変明るい話題になっています。しかし、インバウンド受入れの基盤整備については、まだまだ整備の余地が残されているのではないかと感じます。

例えば、蔵王温泉について言えば、観光の目玉である樹氷の立ち枯れ復活に向けて長期的な予算確保が課題であり、また、過日、蔵王温泉へ向かう県道の危険除去のための道路改良を求めましたが、その実現も財政上の理由でおぼつかないとのことであります。温泉地区の放置施設の撤去も課題の一つです。

こうした課題解決については対応を県に引き続き求めていかなければなりません、財源がないというのであれば、既存事業の削減・整理か、新たな財源を探していくしかありません。

観光関連施策の財源調達については、二〇一〇年代後半から都道府県や市町村において、条例制定による法定外税新設の動きが見られてきています。いわゆる宿泊税です。

最近、この宿泊税について議論が再び活発化してきており、各地で導入の動きが出てきています。宿泊税を既に設定している都道府県は、令和七年一月時点で東京都、大阪府、福岡県の三都府県ですが、市町村では北海道の倶知安町、ニセコ町、金沢市や熱海市、京都市、常滑市、北九州市など十市町村の計十三となっています。現在創設を検討中の自治体は五十を超えと言われており、近県でも、昨年十月までに宮城県と、宮城県に先立ち仙台市で宿泊税条例が成立しており、地方税法上の総務大臣の同意を求めている状況にあります。

宮城県の例を見ると、仙台市が仙台空港や仙台駅と県内の観光地とのアクセスを向上させるため新たな路線バスを運行させることや、仙台市の青葉山エリアに歴史観光コンテンツを整備するなどの計画を立てるなど、観光産業の活性化や訪日客の受入れ環境整備に充てることを目的とするとのことで、金額としては、仙台市以外の市町村では一人一泊当たり六千円以上の宿泊者から県が三百円を徴収し、仙台市では、県が百円、仙台市が二百円を徴収することで、年間税収を県は約十一億円、市は約十億円と見込んでいるようです。

山形県のコロナ前の令和元年における延べ宿泊者数を観光庁の宿泊旅行統計調査のデータで見ると、国内については五百三十三万七千八百十人、外国人については二十三万四千五十人でありました。単純に三百円を徴収するとして、約十七億円となります。最近のインバウンドの急増は、この額をさらに押し上げているのではないかと思います。

宿泊税などの法定外税の検討に当たっては、一、税がよいのかの検討、二、県と市町村の調整、三、税負担者を誰にするのか、といった検討が必要だと総務省から聞いており、また、事業者や地域の声を十分に聴く必要があることも極めて大事だと思いますので、拙速な対応ではないことも承知しております。宮城県議会の条例審議においても、一部根強い反対があったようです。一方で、県内の一部の事業者に宿泊税の検討を求める声があるのも確かです。

また、山形市は、地方行財政調査会の宿泊税導入に関する調査に対し、「県の動向なども注視した上で検討を予定」

としています。観光において選ばれる山形県をつくるためには、魅力あるコンテンツをつくっていくことが大事であり、多様な体験型観光コンテンツの充実や、令和七年度予算案でも掲げるアクセシブル・ツーリズムの推進、産業、観光、農業が一体となったプロモーションの展開、鉄道や道路などの観光関連基盤整備など、知事の公約でも示している事業を実現するために、観光への支出に目的を限定した宿泊税はその原資の一つとなるのではないかと思います。これからの観光を考える大きな材料になるのではないかと思います。

県民負担を危惧する声もありますが、コロナ前の令和元年の先述の統計によれば、山形県における延べ宿泊者数のうち、県内からの宿泊者の割合は二七・一％であり、導入している自治体においては、修学旅行や保育所等の行事に対しての例外が設けられるなど、負担軽減策もあるようです。

いずれにしても、他の自治体での議論を見ますと、丁寧な議論と地域の納得が重要であります。様々な機会を通じ、恒久的財源を得て、持続的・魅力的観光地づくりができるよう、宿泊税導入等新たな財源の確保のプロコンの丁寧な議論を先導し、活発な議論を踏まえて大胆かつきめ細かな観光政策を打ち出していくことが将来の県勢発展の種となるのではないかと思います。県としての考え方について観光文化スポーツ部長の見解をお伺いします。

次に、公立高等学校の在り方及び魅力化についてお伺いします。

高等学校の授業料の無償化が国会の政党間で協議され、合意されました。高校の授業料については、公私問わず所得制限なしで年間十一万八千八百円を支給する一方で、私立の加算分については、令和八年度に年収五百九十万円未満の要件を外し、加算額を四十五万七千円に引き上げるとの内容です。この政党間協議をきっかけに、手厚い私立への支援による公立の定員割れ加速への懸念や個人支援、機関支援の適否、産業系高校教育充実の方向性などが活発に議論されています。

吉村県政に目を向けますと、私立高校への授業料に関しては、国の支援がない年収九百十万円以上世帯への支援を行うなど、東京都に次ぐ取組を先んじて行い、建学の理念に基づく私立教育に力を与えており、私学関係者から高く評価されています。一方で、吉村県政の公立高校への対応としては、国の就学支援金制度を活用した授業料の無償化に加え、中高一貫校、総合学科、探究科設置などの新しいタイプの学校づくり、学校間や地域との連携などを推進してまいりました。

こうした多様な取組にもかかわらず、残念なことに定員割れの高校が出ている現状があります。知事の御出身の山形西高においても、本年は一・一倍でありましたが、近年定員割れがあったと聞いており、県内随一の女子を中心とする進学校である山形西高においてもか、と大変驚きを隠せませんでした。このような状況は、二月二十一日の日経新聞でも詳しく報道されましたが、手厚い私学への支援が公立の定員割れに拍車をかけているとする専門家やマスコミ、国会での懸念が正しいのではないかと思います。このような現象であります。

去る二月十七日、県立高校の将来の在り方検討委員会が報告書を提出しました。新たな再編整備計画の策定につなげるため、現状把握と令和七年度から十年間の県立高校の基本的在り方について議論した成果を教育長に報告する内容です。

報告の中では、生徒数の減少、充足率の低下についてや、公立・私立の割合が申合せで七対三であったところ、私立の人気の高まりから六対四に近づいて推移していることも指摘されています。

また、報告書に掲載されている子供の数の推移によると、高校入学を四年後に控える小学六年生の数は令和六年四月時点で約八千百人であり、高校三年生の約九千三百人と比べて約千二百人減少するとの見通しです。

さらに、現在の公立高校の一学年当たりの学級数別学校数を見ると、一学級しかない公立高校が全四十三校中八校、二学級の学校が七校となっており、平均学級数が三・六五となっています。山形県としては一学年当たり四から八学級を望ましい学校規模であるとしていますが、既にその数字を切っており、このままでは子供たちの学ぶ意欲が著しく低下し、質の高い教育を施すことができない状況になってしまいます。

高校時代は、青春の最も楽しい、人生の初期において最も意義があると言っている時期であります。高校標準法を踏まえた規模の適正化や一学級当たりの生徒数を減らすなど、思い切った再編の方向性を示す時期に来ているのではないかと思います。なお、人口規模が同じ富山県では、令和二十年度までに全県で三十四ある公立高校を二十校程度に減らし、適正規模の学級運営を行うとの案を示したとのことでもあります。

政党間合意を踏まえた国の具体的対応については注視せねばなりませんが、国から私立へのより手厚い支援がなされることで公立の定員割れがさらに進むことを防ぐためには、再編を進め、公立高校の魅力化を図るしかありません。先述の政党間合意でも産業系高校等専門高校への支援、特に施設整備の支援拡充の方向性が示されてきてはいますが、魅力化という観点からは、例えば農業高校や工業高校などの実習費や作業着など授業料以外への支援、スポーツを専門とする学校における施設整備や遠征に係る経費への支援、鉄道を利用する生徒の交通費はローカル線活性化の一環も含めて交通費を無料にするなど、例でしかありませんが、様々な魅力化策が思い浮かんでまいります。国の支援により軽減される、既に県が先行して負担している予算をこうした魅力化事業に充てることも可能になるでしょう。

いずれにしても、魅力ある質の高い公立教育を図っていかなければ、公立高校の存立は危うい状況です。

将来を見据えた山形県の教育が県の将来をつくり、国をつくる。人づくりこそ地域づくり、そして国づくりでもあります。都市部の私立高校と山形県の私立高校の状況は必ずしも同じとは言えませんが、私立高校をめぐる環境の変化を踏まえた公立高校の現状認識と、県立高校の将来の在り方検討委員会が提出した報告書を踏まえ策定される新たな再編整備計画に向けたスケジュール、そして公立高校の魅力化についてどうお考えになるか、教育長にお伺いします。

最後に、県の歴史、県史の編さんについてお伺いします。

県史の編さん事業は、昭和三十二年から開始し、平成十七年三月をもって終了しました。四十八年にわたる県史編さんの記述対象は原始・古代から平成四年までで、特に戦後から平成初期までの現代編の県史編さんは全国的にも少なく、全国に誇るべきものであると思います。その現代編の県史編さんは、平成元年の準備委員会に始まり、平成五年から約十年をかけての作業でありました。

この現代編の県史編さん事業を起こした理由については、戦後四十数年を経過し、激動の歩みをたどった県民生活を現代編としてまとめることが県政と県民生活を考える上からも極めて重要であり、急激な社会の変化により資料の散逸が著しいため、早期に編さんに着手すべきとの理由であったと聞いております。

編さんが終了した後、作業に当たった組織・人員は整理されました。同時に、県史編さんに使われた関係資料等の整理・保管が課題となっていました。平成二十四年に県史資料室が設置され、県史編さんに使用された資料と歴史公文書が併設保管されました。そして、平成二十七年十一月に歴史公文書を保管する公文書センターが新設され、令和二年二月に、県立図書館のリニューアルに併せ、同センターが遊学館に移転することとなりました。

平成三十一年三月には山形県公文書等の管理に関する条例が制定されるなど、全国に先駆けて行政文書管理の環境整備がなされてきましたが、県が保管する文書は大量で、県庁地下書庫や執務室の約五十万点を超える公文書に加え、県史資料室及び公文書センター、県立図書館、県立博物館等で分散して保管されています。

この点について、県内の歴史家で構成される山形県地域史研究協議会及び山形史学研究会から平成三十一年に副知事面談で県知事宛ての要望が提出され、その中で、行政文書は歴史を示す知的資源であり、統一的な管理がなされるべきではないか等の指摘がなされてきたところです。歴史文書、公文書の一元管理をしてもらいたいとの要望があることは確かですが、これまで吉村県政において、全国でも進んだ公文書管理の取組が進められてきていることは間違いありません。

一方で、県史編さんの取組が途切れて三十三年。そのうち十六年は吉村美栄子知事の時代であります。県史編さんは、吉村知事の県政時代を含む未編さんの三十三年のみならず、第二次世界大戦前の県史、戦後から平成四年までの既編さん部分についても新たに発見された歴史資料等に基づいて検証、修正や補記などが必要なものもあると聞いています。

歴史家が歴史を文章として残していくには、資料の入手、選別に始まり、場合によってはオーラルヒストリーの確保、そして検証などを踏まえる必要があり、労力と時間のかかる知的作業であります。そして、県の歴史を文章として残すことは、新たな時代を切り開くに当たって参考となる極めて価値あるものであります。さらには、県内の自治体においても、地域の歴史を掘り起こし、地域の価値を改めて見直す動きを起こすきっかけにもなると考えます。

前回の編さん開始のきっかけは戦後四十年の経過でありましたが、今年は戦後八十年、昭和百年の年。今こそ、県として未来に向けた県史編さん作業を再開する絶好の機会ではないでしょうか。

知事の公約においては、文化振興について、県民ホールを活用した文化・芸術の振興や県立博物館の移転整備、旧師範学校講堂等の文化財の多様な方策による保護強化が記載されていますが、ハード面の整備のみならず、山形県の歴史を書き残すための事業のようなソフト面にも積極的に取り組むべきではないかと考えます。

歴史資料に基づきひもとかれる県史の編さんは、山形県の知性がはかれるようなものでもあります。時間のかかる作業であり、必要な組織・定員を確保し、早期に県史編さんの計画を立て、県史編さんを再開させるべきと考えますが、県知事の見解をお伺いします。

以上で私の質問は終わりますが、最後に、日本を取り巻く状況は、人口減少といった内的要因だけでなく、新米合衆国大統領の就任などを踏まえた世界情勢の変化も相まって、激しい変動下にあります。そうした激動の時代の中にあって五期目に当選された吉村知事におかれては、次の世代の日本、山形を見据えながら、そして自らの政策判断が歴史の評価に耐えられるものなのかどうかを常に考えながら政策実現に邁進していただきたいと思います。

また、私も二元政治の一端を担う者として同様に、歴史家に評価される歴史の一ページページを紡いでいるとの自覚を持って日々県政に臨むことをお誓いし、私の初めての代表質問を終わらせていただきたいと思います。

御答弁どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事(吉村美栄子君) ただいま梅津庸成議員から私に四問御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。
まず一点目は、人口が百万人を下回ることになる山形県の県政運営についてでございます。

人口減少は全国的な傾向ではありますが、本県の人口が百万人を下回ることにつきましては、県民の皆様に大きなインパクトあるいは心理的衝撃を与える可能性があるものと考えております。また、本県の人口減少は、死亡数が出生数を上回る自然減が約八割を占めており、高齢者が多い本県の人口構造を踏まえたと、当面人口減少は続くことが予測されます。

そうしたことから、現在策定中の第四次山形県総合発展計画の後期実施計画におきましても、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、短期・中長期的な時間軸も意識し、人口減少のスピードの緩和に取り組む抑制策と、人口減少が進む中にある暮らしの質と地域の活力の維持向上を図る対応策の両面から取組の拡充を図っていくこととしております。

具体的には、まずは、人口減少の抑制に向け、結婚から妊娠・出産、子育てまでの総合的な少子化対策について、市町村と連携した地域の実情を踏まえた対応を強化するとともに、若い世代も含む県民の主体的な健康づくりなど、健康寿命の延伸に向けた取組を推進してまいります。

こうした自然減対策に加え、転出の抑制、転入の増加に向けた社会減対策にも一層力を入れてまいります。特に、地域や産業の担い手となり、次世代を産み育てる世代でもある若者・女性の県内定着・回帰が重要でありますので、その土台となる郷土への誇りや愛着を幼い頃から醸成するとともに、若者・女性の志向に応じた魅力ある働く場の創出や賃金の向上、さらには起業・創業など若者・女性の多様な自己実現に向けた支援に社会全体で取り組んでまいります。

また、移住につきましても、若者や子育て世帯への支援に注力するとともに、将来的な移住や県内消費の拡大も期待される関係人口や交流人口、二地域居住について、豊かな自然環境など本県の魅力ある地域資源を生かした創出・拡大の取組を市町村とともに強化してまいります。そして、こうした取組の土台として、包摂性・寛容性の高い地域づくりやアンコンシャスバイアスの解消など、県内の若者・女性をはじめ、多様な人々を引きつける地域づくりに資する取組も重視してまいります。

あわせまして、当面続く人口減少下におきましても、県民の皆様が豊かに、幸せに暮らせる県づくりを進めていくことも大変重要であります。人口減少により深刻化している人手不足への対応として、まずは、県民の皆様お一人お一人に活躍いただけるよう、若者・女性や元気なシニア、障がいをお持ちの方も、誰もが意欲と能力に応じて活躍できる多様な就労や社会参加の機会を拡大してまいります。

地域の新たな担い手として活躍が期待される外国人材の受入れ拡大・定着に向けましては、県内企業における採用活動の支援など、受入れに対するサポート体制の充実を図りながら、地域における多様な交流や日本語教育に関する取組などの強化を通して、日本人も外国人もお互いを認め合い、地域を構成する一員として共に活躍できる多文化共生社会の構築を目指してまいります。

さらに、デジタル技術の活用により、各産業分野における省力化・効率化や高付加価値化を促進するとともに、医療・福祉や地域交通など暮らしを支えるサービスの維持向上を図るため、県が先頭に立って、多様な主体と連携した社会実装の取組を加速してまいります。

加えまして、本県の将来にわたる持続的な発展に向け、国内外との交流を支える基盤である米沢トンネル・仮称整備の早期事業化や高速道路の整備促進、山形、庄内両空港の機能強化等の社会資本整備の充実にも引き続き全力で取り組んでまいります。

こうした施策の展開に当たりましては、本県の将来を担う子供や若者、女性など、県民の皆様の御意見やお考えを幅広くお聴きして取組に反映させていくことが重要であります。人口減少対策に粘り強く取り組みながら、未来に明るい展望を抱き、暮らし続けたいと思える山形県を県議会、県民の皆様、市町村とともにつくってまいりたいと考えております。

二点目は、政府との連携による防災体制の強化についてであります。

記録的な大雨に見舞われ、本県で甚大な被害が発生した令和六年七月二十五日からの大雨災害から七か月が経過しました。

初めに、お亡くなりになられた方々と御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、人命救助に当たりましては、自衛隊から延べ二千三百人を超える隊員を派遣していただき、五十六名の救助や水・食料の輸送などを行っていただきました。五月の大規模林野火災への対応と併せまして、改めて感謝を申し上げます。

ます。今後、様々な訓練や災害現場での活動などを通して、さらなる連携を図ってまいります。

一般の大雨災害や能登半島地震では、関係者間の情報共有や広域的な応援体制の構築、避難所の快適な生活環境の確保など、災害応急対応における様々な課題が浮き彫りとなり、人口減少が進む中で、激甚化・頻発化している自然災害に対応していくためには、これまで以上に政府や他の自治体、関係機関等とのさらなる連携の強化が必要であると考えております。

政府においては、能登半島地震の教訓等を踏まえ、被災地や被災者に対する支援について、被災自治体のみならず、政府や被災地以外の他の都道府県、自衛隊、関係団体等の多様な主体が総力を結集し、複層的かつ重層的な支援を行う体制の構築を図ることとしております。その一環として、内閣府では、令和七年度に都道府県ごとの担当職員を平時から配置し、地域防災力の強化促進を図ることとしております。県としましては、防災くらし安心部に内閣府との連絡要員を配置し、これまで以上に緊密な連携体制を構築して、山形県の防災力のみならず、他県への支援体制の強化につなげてまいりたいと考えております。

また、災害時に適切な防災行動を取るためには、迅速かつ正確な情報共有が必要であります。今年度から運用されている政府の新総合防災情報システムにより、政府、自治体、関係機関で持つ、被災情報や交通情報などの様々な情報が共有化されておりますが、今後、画像や地図情報の共有化等のさらなる活用に向けて、市町村と連携して検討を進め、効果的な災害対応につなげていきたいと考えております。また、来年度につきましては、市町村と共同で防災アプリの導入を目指しており、警報や避難指示などの行政側からの適時適切なプッシュ通知に加え、避難所受付の迅速化を図り、災害時における市町村の受付職員の業務負担の軽減にもつなげてまいります。

なお、特定利用空港・港湾につきましては、総合的な防衛体制の強化に資する政府の取組であります。現在、選定されている空港は、九州、沖縄地方のみと聞いておりますので、今後の政府の動向を見ていく必要があると考えております。山形空港の今後の在り方につきましては、来年度、山形空港将来ビジョン策定に向け検討委員会を設置しますので、この中で、防災面も含めて、地域がどのような空港を必要とするのか検討してまいります。

今後とも、県民の皆様の命を守ることを第一に、政府や、市町村等の関係機関と緊密に連携を図りながら、ハード、ソフトの両面から、より一層力を入れて防災・減災対策に取り組み、災害に強い、安全安心に暮らせる山形県を実現してまいります。

三点目は、米坂線の復旧についての御質問を頂戴いたしました。

令和四年八月の豪雨で被災した米坂線につきましては、ＪＲ東日本が主催するＪＲ米坂線復旧検討会議において、同社と山形、新潟両県、沿線市町村とで話し合いを行ってまいりました。昨年十一月の第四回会議では、ＪＲ東日本から、「ＪＲ運営」以外の「上下分離」「地域が運営する鉄道」「バス転換」の三案について、その特徴や課題、上下分離した場合の自治体側の負担額の試算などが示されました。その上で、復旧してもＪＲ単独で運営することは難しいとする考えが重ねて示されました。

これを受けて、県としましては、ＪＲ東日本による運営を求めつつも、議論を前に進めるべく、鉄道での復旧を第一の目標として、上下分離や三セク移管も含めて検討を行っていく必要があるとの考えを述べたところであります。

その上で、復旧に向けた検討を進めるためには、置賜地域の市町の皆様のご考えや思いをお聴きすることが大変重要でありますので、県では、先月、置賜地域の全ての市長及び町長の皆様にお集まりいただき、副知事を座長として、米坂線復旧に係る関係自治体首長会議を開催し、意見交換を行いました。出席された皆様からは、「ＪＲによる運営を求める考えに変わりはないが、上下分離や三セクも含めて具体的に検討を進めていく必要がある」とか、「毎年の運営費用に対する負担が可能かどうか精査が必要」「政府の支援拡充が不可欠」、さらには「地元が覚悟を持って利用拡大に取り組む必要がある」など、様々な御意見を頂戴しました。会議のまとめとして、県がこれまで申し上げてきたように、鉄道での復旧を第一の目標として、上下分離や三セク移管も含め、具体的に検討を行っていくという方向性を皆様と確認したところであります。

こうした会議の結果を踏まえ、次のステップとしましては、今後は、各市町の皆様とより具体的な検討を進めていく必要があると考えております。あわせまして、ＪＲ東日本や政府に対し、新潟県や被災から復旧した只見線のある福島県とも連携し、沿線が一丸となりながら、様々な機会を捉えて要望や提案をしていくことも重要であります。

さらに、只見線などの復旧事例にあるとおり、沿線地域が鉄路復旧に向けた熱意を示していくことが重要であり、引き続き新潟県や沿線市町村と一緒に「米坂線復活絆まつり」を開催するとともに、地域の皆さんからしっかりと米坂線を利用していただくなど、地域における米坂線の利用拡大や復旧に向けた機運醸成の取組をより一層盛り上げてまいりたいと考えております。

引き続き、ＪＲ東日本、新潟県や関係市町村と話し合いを重ね、米坂線の復旧に向けて揺るぎない決意を持ちながら、一步一步着実な進展が図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後の四問目は、県史編さんの再開についてであります。

県史は、後世に歴史資料を残し、これまでの県民の歩みを正しく伝えとともに、県政の今後の進むべき方向を考える資料として大変重要なものであります。

本県の県史編さん事業につきましては、昭和三十二年から始まり、約半世紀にわたって継続し、平成十六年度に終了しました。この間、昭和六十三年まで、当初計画した原始・古代から第二次世界大戦終戦までを対象とする県史編さんに取り組み、さらに平成五年度からは、有識者の意見を受け、現代編として終戦後から平成四年度までの県史編さんに取り組み、資料編二十四巻、本編六巻、通史編七巻、別編五巻、計四十二巻から成る県史が完成いたしました。

全国的には、多くの都道府県が昭和三十年代から五十年代までの間に県史の編さんを開始し、平成初期までに終了しており、近世や近代までを記述の対象としている中で、本県は現代までを対象とし、長期にわたり充実した編さん事業を行ってきたと考えております。

現在、県史編さんに取り組む都道府県は七都道府県ありまして、このうち二回目以降の編さんは四県ありますが、それぞれの県において、既存の県史の評価や新たな県史編さんの必要性などを踏まえて取り組んでいるものと認識しております。

本県の県史編さんの再開につきましては、こうした全国の状況も把握しながら、既に編さんの対象とした年代で新たに発見された歴史資料にどのようなものがあるのかや、編さんされていない新しい年代では現在も継続中の取組や歴史的な評価が定まっていない事柄をどのように取り扱うのかなどの点を含め、まずは編さん時期の在り方について、県内外の歴史研究の専門家と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） 物価高、人件費対策についてお答え申し上げます。

二〇二四年の春季労使交渉における賃上げ率が三十三年ぶりの高水準となるなど、全国的な賃上げ傾向として前向きな流れが出てきている中、こうした動きを本県経済でも実現するためには、中小企業をはじめとする県内各企業において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の増加分が適切に価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる事が重要であると考えております。

このため、県としては、これまでも累次の補正予算を編成し、物価高騰の影響を受ける事業者への支援等を実施するとともに、行政が率先して価格転嫁の実現に取り組む必要があるとの認識の下、県が行う公共調達において、労務費を含めた価格転嫁を促進する取組を実施しております。

このうち、議員御質問の公共調達に係る取組について具体的に申し上げますと、まず、予算上の対応としましては、令和七年度当初予算編成の指針として、経常的な事業に係る委託料等について、令和六年度の予算額に三%程度を上乘せした予算要求可能額を設定するなど、物価変動や賃上げの影響等を考慮して必要な経費を要求することができる措置を講じたところであります。

また、関連する総務省通知の内容も踏まえ、契約事務の執行に当たっては、物価や賃金水準の上昇に十分に配慮するほか、受注者から契約額の変更を求められた場合には適切に協議を行うことなどを全庁に周知しております。

その結果、令和七年度当初予算案においては、経常的な事業に係る委託料について、特に大きな割合を占める道路除雪費は前年度と比較して二〇・九%の増額となっているほか、それ以外の事業につきましても全体で五・八%の増額となっており、各部局の発注業務の状況を踏まえ、必要な額が適切に予算計上されているものと認識しております。

県としては、今後の物価の推移や県内企業における賃上げの動向等を注視しつつ、公共調達においても適切な価格転嫁が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 大泉観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（大泉定幸君） 観光振興のための財源確保についてお答えいたします。

最近の観光をめぐる状況は、個人旅行化の進展に伴う旅行ニーズの多様化、観光業における物価高騰や深刻な人手不足、急激なインバウンド拡大に伴うオーバーツーリズムの顕在化など、大きく変化してきております。各自治体においては、このような地域課題を解決するための対策を進めていく中において、観光振興予算の充実に向け、宿泊税などの法定外税の導入について、財源確保策の一つとして検討が行われているものと認識しております。

例えば、京都市では、観光客の増加に伴う交通渋滞や市内バス等の公共交通機関の混雑、宿泊施設の不足等が喫緊の課題であったことに加え、それらがふだんの住民生活へも影響を及ぼしていたことから、住民と観光客の双方の満足度を高めるため宿泊税が導入されたと聞いております。また、広島県廿日市市においては、厳島神社のある宮島への訪問客増加に伴い、島内での大量のごみの発生や外国人観光客による住民の生活空間への侵入等の問題に対処するため、島内の自然や文化の保全等を目的に、宮島を訪れた観光客等へ課税する宮島訪問税が創設されるなど、観光をめぐる差し迫った課題の解決に向けて法定外税の導入や検討が進められております。

一方、本県においては、コロナ禍前の観光者数への回復を目指し、これまで観光庁の地域観光事業支援費補助金を

活用して観光需要の喚起に取り組んだほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による観光事業者の高付加価値化やDX推進に向けた取組への支援など、政府の財源も有効に使いながら観光振興施策を展開してきたところです。また、本年度は観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業のモデル観光地に本県全域が選定されたところであり、今後、観光庁の支援を受けながら、付加価値の高い観光地域づくりや観光ガイドの育成など、新たな取組を進めることとしております。

現在、県では、今後の観光振興施策の指針となる第三次おもてなし山形県観光計画の策定を進めているところです。県としましては、この計画に基づく様々な施策の展開に当たり、引き続き政府の補助金や交付金などを積極的に活用するとともに、新たな財源確保の必要性につきましては、山形県観光審議会や関係団体などからの意見も踏まえながら検討を行ってまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋教育長。

○教育長（高橋広樹君） 公立高等学校の在り方及び魅力化について答弁を申し上げます。

公立高校の現状につきましては、少子化の進展に加え、中学生・保護者の普通科志向や進路の早期決定志向の高まり、私立高校就学支援金の充実、さらにはスクールバスなど私学ならではの取組等が相まって県立高校の入学者数減少につながっているものと捉えております。

こうした中、各地域において質の高い教育と幅広い学びの選択肢を持続的に確保し、地域を担う人材を育成する役割を果たすことができる県立高校の将来の在り方について、有識者から多角的に御議論をいただき、その結果を取りまとめた報告書が先般提出されたところであります。

本報告書では、県立高校の将来を考える上で少子化をマイナスとだけ捉えるのではなく、全ての生徒の可能性を引き出す教育の質と学びの多様性の確保に向けた高校の在り方を模索する契機とすべきなどの視点が示されたところであります。また、視点を踏まえた基本的な方向性として、一定規模の学校が必要である一方で、小規模な学校で丁寧な指導を望む生徒の声にも配慮すべきこと、地域コミュニティの拠点としての役割を踏まえ、小規模校の再編については柔軟に考えるべきなどの提言がなされたところであります。

さらに、特色化・魅力化に向けた方向性として、普通科における時代のニーズを踏まえた新たな学科やコースの創設、デジタル化による技術革新やグローバル化など産業界を取り巻く変化に対応した産業教育の推進、多様な学習ニーズの受皿となる定時制・通信制の充実、多様な人々とのつながりや教科等の学びを深める、対面と遠隔の併用によるハイブリッド型の授業の導入推進などが提言されております。

加えて、少子化の状況や高校教育に係る課題は地区ごとに異なりますことから、学校・学科の配置等に関する具体的な検討については、地区ごとに丁寧に進めることが必要とされたところであります。

県教育委員会といたしましては、報告書の趣旨を踏まえ、再編整備に係る新たな基本計画を早期に策定し、県立高校の在り方についての考え方や、学校・学科の配置に関する方向性、さらには、県立高校の強みと言える豊かな学びや多様な学科・教育課程について、時代や子供たちの学びのニーズを踏まえながら、その特色化・魅力化の方向性等を示してまいりたいと考えております。

地区ごとの再編整備の検討に当たりましては、各地区の現状や抱える課題について共有し、しっかりとコミュニケーションを図りながら取り組むことが肝要であります。今後、各地区で市町村や教育関係者、産業界、生徒・保護者の方々を対象に計画内容の周知と意見交換を行う場を設けるほか、地域の関係者・有識者等による検討会の開催等を通じまして、新たな基本計画の丁寧かつ着実な推進に努めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 三十六分 散 会